

労働者の意見を述べる場

“安全衛生委員会”とは？

労働者代表は「安全衛生委員会における委員の推薦」をすることができます。これも役割の一つです。

安全衛生委員会とは

- 労働安全衛生法で定められている、労働者の意見を事業者（現場長）の行う安全衛生に関する措置に反映させる制度。

安全衛生委員会を（毎月1回以上）開催する目的は

- 労働災害の取り組みを労使が一体となって行う。
- 労働者の意見を事業者（現場長）に対して意見を述べさせる。

労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因および再発事故防止対策等）などの重要事項について、労働者の意見を反映させるよう十分な調査審議を行う必要があります。

職場のことを、タイムリーかつ幅広く意見が聞ける人、そして、安全衛生委員会で積極的に意見を述べる人を「労働者代表」に送り出すことが、安全で働きやすい職場環境へと変えるための第一歩です！

